

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

市民が行う防災対策

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

防災対策においては、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」精神による防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、「共助」の精神をもち、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進めることが肝要である。したがって、市は住民に対する防災意識の高揚を図る。

【現況】

市はこれまで市報やホームページ、防災マップ等を用いて災害時の心得等についての広報を行ってきた。また、現在福岡県の地震津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）及び内閣府の南海トラフ巨大地震による被害想定、津波高、浸水域等の報告結果を反映させた防災マップの見直しを進めており、完成次第市民等に配布することとしている。

【計画目標】

市は国、県並びに防災関係機関と連携して、市域で予想される災害態様や東日本大震災等の大規模な災害などでの災害教訓並びに災害への備えなどについて、各種の情報伝達網や出前講座開催等を通じて市民にわかりやすく伝えるよう心がけ、市民の防災に関する知識の修得並びに防災対応技量の向上に努める。

1. 防災に関する知識の修得

- 1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- 2) 過去に発生した災害の被害状況
- 3) 近隣の災害危険箇所の把握
- 4) 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

2. 防災に関する家族会議の開催

- 1) 避難所・避難路の事前確認
- 2) 非常持出品、備蓄品の選定
- 3) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、

NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等)

- 4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3. 非常用品等の準備、点検

東日本大震災では、発災直後の大津波来襲や津波による浸水等で数日間にわたり地域が孤立し、機能を果たせなかった避難所が続出した。また、2012年7月の九州北部豪雨災害でも道路網の寸断や冠水で中山間地が長期にわたって孤立する事態となっている。このため、市は市民の避難行動を迅速かつ円滑に完了し、救援物資が行き届くまでの間は、市民自らで生命確保をしてもらうよう、次のような非常備蓄品や非常持ち出し品について平常時から準備並びに備蓄品点検等を心がけるよう市民へ推奨していく。

- 1) 3日分相当の水（ペットボトル）・長期保存が可能な携帯食糧・生活必需品、医薬品（お薬手帳や健康保険証等も含む）、頭巾、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等の非常持出品
- 2) 消火用具、スコップ、大工道具等防災用資機材の整備
- 3) 乳幼児がいる家庭では、ほ乳瓶や粉ミルクなど

4. その他

- 1) 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）
- 2) 応急手当方法の習得（応急担架の作成方法やAED機器の操作習熟など）
- 3) 市または地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- 4) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等